証券コード２４１２
平成30年６月11日

株　主　各　位

東京都千代田区大手町二丁目６番２号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長　白　石　徳　生

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬　具

記

１．　日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

２．　場　　所　東京都千代田区飯田橋三丁目８番５号
ベルサール飯田橋駅前イベントホール
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

３．　会議の目的事項

【報告事項】
１．第23期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第23期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

４．その他株主総会に関する決定事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使いただけます。また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト(https://bs.benefit-one.co.jp/BE-ONE/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://bs.benefit-one.co.jp/BE-ONE/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
4. 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第23期　事 業 報 告

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや雇用情勢の着実な改善が示すように、緩やかな回復基調が続いています。一方で、先行きについてはアジア地域における経済・政策の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意が必要な状況が続いております。

当社グループをとりまく事業環境においては、働き方改革や同一労働同一賃金などの社会経済動向がＢtoＢ事業全般で追い風要因となっており、福利厚生事業において導入機運が高まり、インセンティブ事業においてポイント交換が進み、ヘルスケア事業においてアウトソーシング化が進展するなど業績が拡大しました。ＢtoＣ事業においては、個人会員向けに割引サービスを提供するパーソナル事業において会員数の減少が続き計画未達となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は32,089百万円（前期比8.9％増）、営業利益は6,212百万円（前期比6.2％増）、経常利益は6,263百万円（前期比9.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,190百万円（前期比8.7％増）となりました。

当社グループは、主に国内における福利厚生代行サービスを中心に会員制サービス事業を展開しておりますが、事業セグメントを集約した結果、報告すべきセグメントは会員制サービス事業のみであるためセグメント情報の記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、主にシステム開発投資、本社移転関連投資等を実施しております。

当連結会計年度の設備投資等の総額は1,038百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「良いものをより安くより便利に、サービスの流通創造を通して人々に感動と喜びを提供しよう」を企業理念に、企業の経営課題解決や消費者の利用満足度向上に資する事業を展開することで、顧客ニーズに対応しながら、社会の発展に貢献する所存であります。

これらをふまえ、今後の経営ビジョンを実現するための当社グループの経営課題を以下に掲げます。

1）定額制割引・予約サービスの拡大推進

創業以来、当社グループでは、ユーザー定額課金型のサービスマッチングを展開することで、サプライヤーからの広告料を収入源とする一般的なマッチングサイトに対して独自のポジションを確立してまいりました。今後はサービス業における在庫情報のネット共有化及び需給バランスに応じたレベニューマネジメントのトレンドを積極的に推進・活用し、サービス流通コストの引き下げと利便性の向上に取り組んでまいります。

2）労働市場における社会経済動向への対応

社会全般で進行する人手不足を背景に、同一労働同一賃金や働き方改革、健康経営への取り組みなど、あらゆる企業は共通の経営課題として従業員のエンゲージメント向上や生産性向上への対応が強く求められています。

この社会経済動向を追い風に当社グループでは、福利厚生・健康・ポイントを中核としたサービスを強みに、クラウド基盤やデジタルマーケティングなどの技術も取り入れながら、顧客企業と従業員にとってより効率的で満足度の高いサービスの企画開発に努めてまいります。

また、福利厚生・健康・ポイントを軸としたエンゲージメントソリューションへの需要の高まりは世界的な潮流と認識しており、人や企業のボーダーレスな活動も今後もますます進むと考えられることから、アジアや欧米主要地域において同品質のサービスネットワークを構築することで、グローバル視点でのニーズに対応してまいります。

3）安全・安心な情報管理体制の構築

当社は、膨大な個人情報を取り扱う責任の重大さを最重要課題として認識しており、セキュリティの維持・強化に努めながら、安全・安心な情報管理体制の維持改善に努めてまいります。

4）経営効率化のさらなる推進

当社グループでは、主力の福利厚生事業で培った経営資源を多重的に有効活用しながら事業を横展開するとともに、業務の標準化やＩＴ化、アウトソース化にも積極的に取り組むことで、経営効率を高めてまいりました。

そして今後より一層の経営革新を図るべく、継続的なＢＰＲや働き方改革を全社的に強力に推し進めることで、高い成長率を維持しつつ売上高経常利益率及び自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）の継続的な維持・向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	平成26年度 (第20期)	平成27年度 (第21期)	平成28年度 (第22期)	平成29年度 (第23期)
売上高（百万円）	21,642	26,053	29,478	32,089
経常利益（百万円）	3,343	4,313	5,727	6,263
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,983	2,737	3,855	4,190
1株当たり当期純利益	48円41銭	67円34銭	95円50銭	51円89銭
総資産（百万円）	20,564	22,002	26,779	30,235
純資産（百万円）	11,871	11,927	14,712	17,107
1株当たり純資産額	286円10銭	293円59銭	363円65銭	211円37銭

(注) 1．平成29年10月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第23期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第23期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。

2．第22期より「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

区　分	平成26年度 (第20期)	平成27年度 (第21期)	平成28年度 (第22期)	平成29年度 (第23期)
売上高（百万円）	18,188	21,277	23,831	24,366
経常利益（百万円）	3,349	4,681	5,792	6,215
当期純利益（百万円）	1,961	3,117	3,704	4,126
1株当たり当期純利益	47円87銭	76円69銭	91円76銭	51円10銭
総資産（百万円）	19,563	21,273	25,400	27,515
純資産（百万円）	11,607	12,195	14,901	17,182
1株当たり純資産額	283円28銭	302円06銭	369円06銭	212円78銭

(注) 1．平成29年10月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第23期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第23期の期首に当該分割が行われたものとして算出してお

ります。
2．第22期より「株式給付信託（Ｊ-ＥＳＯＰ）」及び「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（Ｊ-ＥＳＯＰ）」及び「株式給付信託（ＢＢＴ）」に残存する自社の株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社パソナグループであり、同社は当社の株式を44,605,200株（持株比率55.13%）保有しております。

当社は親会社及び親会社の子会社である株式会社パソナを含む傘下事業会社より福利厚生のアウトソーシング等を受託しております。また、当社はＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用することにより、親会社に対して資金の預入を行っております。さらに、傘下事業会社から人材派遣を受けるとともに、親会社及び傘下事業会社から不動産を賃借しております。

（注）持株比率は、自己株式（9,379,560株）を控除して算出しております。なお、当社は「株式給付信託（Ｊ-ＥＳＯＰ）」及び「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）（以下「信託Ｅ口」という。）が当社株式153,169株を取得しております。信託Ｅ口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

1）当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

市場価格、市場金利等の第三者との取引条件を勘案して適切な取引条件とすることを基本方針としております。

2）当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、株式会社パソナグループを中核とした人材関連事業中心の企業グループにおいて、専門性の高いアウトソーシング事業を独自に業務展開しております。役員の兼務、サービスの相互提供等、ビジネス上の交流は行っておりますが、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。取締役会では、取引の必要性、少数株主の利益等に鑑み、当社独自の意思決定に基づき取引の適正性を判断しております。

3）取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ベネフィットワンソリューションズ	40百万円	100.00%	通信回線管理サービス事業、請求管理及び請求集計処理代行サービス事業
株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア	215百万円	100.00%	健診サービス事業、特定保健指導事業
株式会社ディージーワン	75百万円	51.00%	Web・ECサイト企画・制作・運営支援、コンサルティング業務、ビジネスプラットフォームの提供等
貝那商務諮詢（上海）有限公司	20.96百万人民元	100.00%	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
BENEFIT ONE USA, INC.	2.25百万米ドル	100.00%	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.	5.5百万シンガポールドル	100.00%	アジア地域進出・統括事業
BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED	4百万タイバーツ	0.00%(49.00%)	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
PT. BENEFIT ONE INDONESIA	16,000百万インドネシアルピア	0.00%(93.75%)	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
Benefit One Deutschland GmbH	25千ユーロ	100.00%	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
REWARDZ PRIVATE LIMITED	1.51百万シンガポールドル	70.00%	福利厚生事業、インセンティブ・ポイント事業、ヘルスケアポイント事業等

（注）1．株式会社ディージーワンは、平成29年９月29日に設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含め、重要な子会社に追加しております。
2．BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITEDは、BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.の議決権比率が49.00％でありますが、支配力基準の適用によりBENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.の連結子会社としております。
3．出資比率の括弧は、間接所有割合を外書きしております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な企業結合等の状況

当社は、平成29年９月29日付で株式会社ディージーワンを設立いたしました。同社に対する当社の出資比率は51.00％であり、同社は当社の連結子会社であります。

また、当社の持分法適用関連会社であった株式会社ＭＹＤＣは平成29年11月１日付で株式会社お金のデザインを存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。なお、当該合併に伴い、当社は存続会社となった株式会社お金のデザインより同社の株式の交付を受けております。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、福利厚生事業（企業の従業員に向けた福利厚生として、宿泊やライフサービス等の割引サービス『ベネフィット・ステーション』を提供）を主軸に、インセンティブ事業（企業のロイヤリティ・モチベーション向上支援施策として、報奨ポイントの発行・管理運営・ポイント交換アイテムを提供)、パーソナル事業（協業企業の顧客向けに『ベネフィット・ステーション』やオリジナルコンテンツを提供)、ヘルスケア事業（健診サービスや特定保健指導、健康ポイント等の疾病予防サービスをワンストップで提供）などを行っております。

(9) 主要な営業所等

本社	東京都千代田区
国内営業等拠点	大阪支店（大阪府大阪市）
	名古屋支店（愛知県名古屋市）
	札幌支店（北海道札幌市）
	仙台支店（宮城県仙台市）
	広島支店（広島県広島市）
	福岡支店（福岡県福岡市）
	松山オペレーションセンター（愛媛県松山市）
国内子会社	株式会社ベネフィットワンソリューションズ（本社 東京都千代田区）
	株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア（本社 東京都千代田区）
	株式会社ディージーワン（本社 東京都千代田区）
海外子会社	貝那商務諮詢（上海）有限公司（中国）
	BENEFIT ONE USA, INC.（アメリカ）
	BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.（シンガポール）
	BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED（タイ）
	PT. BENEFIT ONE INDONESIA（インドネシア）
	Benefit One Deutschland GmbH（ドイツ）
	REWARDZ PRIVATE LIMITED（シンガポール）

(10) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
692名（275名）	38名減

(注) 1．従業員数は就業人員数であります。
2．従業員数には、企業集団外からの受入出向者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。
3．当連結会計年度における臨時雇用者数（契約社員及びパートタイマーの期中平均雇用人員数）を括弧内に外数で記載しております。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　280,000,000株

（2）発行済株式の総数　90,288,000株

（3）株主数　10,337名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社パソナグループ	44,605,200株	55.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,724,800株	3.37%
白石徳生	2,100,800株	2.60%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,794,700株	2.22%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM（ステート ストリート ロンドン ケア オブ ステート ストリート バンク アンド トラスト）	1,230,000株	1.52%
伊藤忠商事株式会社	1,227,600株	1.52%
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND（ティーエムエーエムゴー ジャパン エンゲージメント ファンド）	970,400株	1.20%
東京海上日動火災保険株式会社	800,000株	0.99%
株式会社日立製作所	800,000株	0.99%
第一生命保険株式会社	734,400株	0.91%

（注）1．持株比率は、自己株式（9,379,560株）を控除して算出しております。
2．当社は自己株式9,379,560株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3．当社は「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」という。）が当社株式153,169株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
4．当社は平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 株式給付信託（J-ESOP）

当社は、平成28年７月28日開催の取締役会決議に基づき、平成28年９月２日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員（以下、「従業員等」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「J-ESOP制度」という。）を導入しております。

J-ESOP制度は、「株式給付規程」に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。J-ESOP制度の導入に際し、「株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社より当社株式を取得しました。なお、J-ESOP制度に係る信託E口の平成30年３月31日現在の保有株式数は85,459株であります。

② 株式給付信託（BBT）

当社は、平成28年６月29日開催の株主総会決議に基づき、平成28年９月２日より、取締役（業務執行取締役に限る。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」（以下、「BBT制度」という。）を導入しております。

BBT制度は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役に株式を給付する仕組みです。BBT制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「役員株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社より当社株式を取得しました。なお、BBT制度に係る信託E口の平成30年３月31日現在の保有株式数は67,710株であります。

③ 株式の分割

当社は、平成29年７月28日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月１日付で普通株式を１株につき２株の割合をもって分割いたしました。

④ 自己株式の消却

当社は、平成30年５月７日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、保有する自己株式の一部を消却することを決議し、平成30年５月18日に消却完了しております。

１．消却する理由	将来の株式の希薄化懸念の軽減のため
２．消却の方法	資本剰余金及び利益剰余金から減額
３．消却する株式の種類	当社普通株式
４．消却する株式の数	9,088,000株 （消却前の発行済株式総数に対する割合10.07%）
５．消却日	平成30年５月18日（金）
６．消却後の発行済株式総数	81,200,000株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	深　澤　旬　子	株式会社パソナグループ　取締役副社長執行役員 株式会社パソナハートフル　代表取締役社長
代表取締役社長	白　石　徳　生	当社監査部、システム開発部担当 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア　取締役 株式会社ベネフィットワンソリューションズ　取締役 株式会社ディージーワン　取締役 貝那商務諮詢（上海）有限公司　董事長 BENEFIT ONE USA, INC. Director／Chair of the Board BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD. Director BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY　LIMITED Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director Benefit One Deutschland GmbH Geschäftsführer REWARDZ PRIVATE LIMITED Director 株式会社ジェイ・エス・ビー　社外取締役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社　社外取締役
取締役副社長	鈴　木　雅　子	当社人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室担当 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア　代表取締役社長 株式会社ベネフィットワンソリューションズ　取締役 貝那商務諮詢（上海）有限公司　董事 BENEFIT ONE USA, INC. Director／Secretary BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD. Director Benefit One Deutschland GmbH Geschäftsführer 株式会社かんぽ生命保険　社外取締役
取　締　役	尾　﨑　賢　治	当社財務経理部担当兼経営企画室長 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア　監査役 株式会社ディージーワン　監査役 PT. BENEFIT ONE INDONESIA　Commissioner REWARDZ PRIVATE LIMITED　Director

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取　締　役	久　保　信　保	一般財団法人自治体衛星通信機構　理事長
取　締　役	濵　田　敏　彰	
取　締　役	田　中　秀　代	
常勤監査役	加　藤　佳　男	株式会社ベネフィットワンソリューションズ　監査役 貝那商務諮詢（上海）有限公司　監事
監　査　役	藤　池　智　則	堀総合法律事務所　パートナー弁護士 株式会社エディア　社外取締役　監査等委員
監　査　役	中　川　　惇	TECO Technology & Marketing Center株式会社　会長
監　査　役	後　藤　　健	

（注）1．取締役久保信保氏及び濵田敏彰氏は、社外取締役であります。
2．監査役加藤佳男氏、藤池智則氏及び中川惇氏は、社外監査役であります。
3．平成29年６月29日開催の第22回定時株主総会において、深澤旬子氏、濵田敏彰氏及び田中秀代氏が取締役に選任され、就任しております。
4．平成29年6月29日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって南部靖之氏、宮川洋一氏、若本博隆氏、仲瀬裕子氏、上斗米明氏及び桃崎有治氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
5．取締役久保信保氏及び濵田敏彰氏並びに監査役藤池智則氏及び中川惇氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
6．平成29年９月29日にて株式会社ディージーワンを設立し、重要な子会社として認識しており、代表取締役社長白石徳生氏及び取締役尾﨑賢治氏の重要な兼職先として同社を追加しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定により任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、360万円または法令が規定する額のいずれか高い金額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）	
			基本報酬	業績連動型株式報酬
取締役 （うち社外取締役）	8 （3）	126 （14）	105 （14）	20 （―）
監査役 （うち社外監査役）	4 （3）	26 （21）	26 （21）	― （―）
合計	12	152	131	20

（注）1．取締役の報酬等の額のうち、基本報酬については、平成22年６月29日開催の第15回定時株主総会において、年額総額は200百万円以内とする旨決議されております。

2．取締役の報酬等の額のうち、変動報酬については、平成28年６月29日開催の第21回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の基本報酬とは別枠で、３事業年度で200百万円を上限として金銭拠出する旨決議されております。

3．監査役の報酬限度額は、平成12年10月20日開催の臨時株主総会において、年額総額は50百万円以内とする旨決議されております。

4．上記の業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額であります。

5．当事業年度末現在の員数は、取締役７名（うち社外取締役２名）、監査役４名（うち社外監査役３名）であります。上記の対象となる役員の員数と相違しているのは、平成29年６月29日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役１名）を含んでおり、また、無報酬の取締役が１名在任しているためであります。

6．社外役員が当社親会社または当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額はございません。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

地　位	氏　名	重要な兼職先	兼職内容
取締役	久保　信保	一般財団法人自治体衛星通信機構	理事長
	濵田　敏彰		
監査役	加藤　佳男	株式会社ベネフィットワンソリューションズ	監査役
		貝那商務諮詢（上海）有限公司	監事
	藤池　智則	堀総合法律事務所	パートナー弁護士
		株式会社エディア	社外取締役　監査等委員
	中川　　惇	TECO Technology & Marketing Center株式会社	会長

(注) 1．取締役久保信保氏の重要な兼職先と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。
2．監査役加藤佳男氏の重要な兼職先と当社との関係は、「1．企業集団の現況に関する事項（6）重要な親会社及び子会社の状況③重要な子会社の状況」に記載したとおりです。
3．監査役藤池智則氏は、堀総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。なお、当社と堀総合法律事務所との間に法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がありますが、金額的重要性はなく、また、法律顧問としての役務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。
4．監査役中川惇氏の重要な兼職先と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

② **社外役員の主な活動状況**

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	久保　信保	当事業年度に開催した14回（定例12回、臨時２回）の取締役会のうち、合計13回（92. 9%）に出席し、特に行政庁での勤務実績による豊富な経験に基づき、議案・審議等につき積極的な意見を述べております。
	濵田　敏彰	平成29年６月29日の就任後において開催した12回（定例10回、臨時２回）の取締役会のうち、合計12回（100.0%）に出席し、特に行政庁での勤務実績による豊富な経験に基づき、議案・審議等につき積極的な意見を述べております。
監査役	加藤　佳男	当事業年度に開催した取締役会14回（定例12回、臨時２回）のうち、合計14回（100.0%）に出席し、また、監査役会13回（定例12回、臨時１回）のうち、合計13回（100.0%）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、豊富な経験に基づき、また、当社から独立した立場において議案・審議等につき適宜意見を述べております。
	藤池　智則	当事業年度に開催した取締役会14回（定例12回、臨時２回）のうち、合計13回（92. 9%）に出席し、また、監査役会13回（定例12回、臨時１回）のうち、合計12回（92. 3%）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に弁護士としての専門的な見地から議案・審議等につき適宜意見を述べております。
	中川　　惇	当事業年度に開催した取締役会14回（定例12回、臨時２回）のうち、合計14回（100.0%）に出席し、また、監査役会13回（定例12回、臨時１回）のうち、合計13回（100.0%）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、豊富な経験に基づき、また、当社から独立した立場において議案・審議等につき適宜意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
当社	29	―
子会社	―	―
計	29	―

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業経営を目指すうえで、内部統制システムの整備・向上とその運営の有効性確保が肝要であることを認識し、当社の事業の特性及びそれに起因するリスクを考慮しつつ、効率的で適法な経営活動を推進するべく、グループの行動規範を定め、これに基づく人材の育成及び業務執行の適切な監督の仕組みにより、健全な企業風土の醸成に努めています。

（2）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

1）コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。

2）業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議で審議したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。

3）当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化します。

[整備運用状況]

1）コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しをしており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年１回実施しております。

2）取締役会規程、組織規程及び経営会議運営細則の規定に従い、適切に運用しております。

3）当社と利害関係を有しない社外取締役２名を選任し、取締役会において倫理性・適法性を含む多様な視点で議論を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[体制]

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に従い、各担当部署で適切に記録し保存及び管理します。

[整備運用状況]

前述②[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[体制]

1）当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント基本規程に従ってリスク管理の責任部門を明確にし、担当役員を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置することで、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止するとともに万一発生した場合の被害の極小化を図るものとします。また、子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に従って当社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定するとともに、重要な事実が発生もしくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとし、当社にて一元的にリスク管理を行います。

2）当社は、常勤役員及び各業務執行の責任者が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。

3）監査部にて、内部統制の有効性に関する監査を行います。

[整備運用状況]

1）前述③[体制]1）に記載のとおり、リスクマネジメント基本規程及び関係会社管理規程に従い、リスク管理を行っています。

2）経営会議を原則毎週開催し、各業務執行責任者から業務執行状況の報告を受け、迅速な対応をとるとともに、重要なものについて取締役会で報告しています。

3）監査部は、内部統制の有効性について監査を行うとともに、結果を取締役会で報告しています。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[体制]

1）取締役会規程において取締役会での決議事項及び報告事項を明確に規定するとともに、職務権限及び業務分掌規程により決裁権限を明確にします。

2）関係会社管理規程に基づき当社と子会社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定します。そのほか、重要な事実が発生もしくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとします。

3）当社は、常勤役員及び各業務執行の責任者が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。

[整備運用状況]

1）取締役会規程、職務権限及び業務分掌規程、関連規程に従って運用しており、重要事項については慎重な議論を図りつつ、権限委譲されている事項については迅速な意思決定を行い、効率化を図っております。

2）関係会社管理規程に基づき子会社各社との間に経営管理契約を締結しており、経営企画室を子会社統括の責任部門として、子会社の機関決定を事前に協議し、子会社の経営状況を把握しております。

3）前述④[体制]3）に記載のとおり整備し、運用しております。

⑤ 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

1）コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。

2）常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙・教育等の施策に係る事項を取り決めることとします。

3）内部監査規程に基づき、社長直轄の監査部が当社及び子会社の業務が適法に運営されていることを監査します。

4）コンプライアンス・ホットライン規程に基づき、内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止または中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。

[整備運用状況]

1）コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しをしており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年１回実施しております。
2）コンプライアンス委員会を原則として毎月開催し、当社及び子会社のコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内啓蒙施策等の取決めを行っております。
3）前述⑤[体制]3）に記載のとおり整備し、運用しております。
4）内部通報窓口は社内担当部門のほか、社外の弁護士事務所でも受け付ける体制を整備し、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで制度告知を行うとともに、コンプライアンス研修等で通報先の周知を行い、内部通報制度の有効活用を図っています。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[体制]

前述①～⑤に記載の事項に加え、当社から子会社に取締役または監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営状況を把握し、適正な業務運営を確保します。

[整備運用状況]

前述⑥[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

[体制]

1）常勤監査役が監査部と連携し、効果的な情報収集及び監査を行います。
2）監査役会の要請があった場合には、専任または兼務の使用人を配置するものとし、配置にあたっては、人数等配置の具体的内容に関して監査役会の意見を十分考慮します。

[整備運用状況]

前述⑦[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

前項の使用人及び監査部の使用人の人事に関しては監査役会の事前の意見を得るものとし、取締役会はこれを尊重します。

[整備運用状況]

前述⑧[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

[体制]

1) 常勤監査役が出席する経営会議を原則毎週開催し、当社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の経営状況、財務状況、コンプライアンスに関する事項、内部統制に関する事項、その他事業上の重要事項について監査役に報告を行います。また、監査役会においても、定期的に各事業部責任者に出席を求め、業務執行の状況及び事業上の重要事項について監査役に報告を行います。このほか、監査役会と社長及び取締役が適宜協議を行い、監査役への必要な経営情報及び営業情報の提供を行います。

2) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止または中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。また同規程において、内部通報者に対し、内部通報したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定します。

[整備運用状況]

前述⑨[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[体制]

1）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行います。

2）監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、実効性のある監査を行うものとします。また、監査部長が監査役会で定期報告するなど密接な連携関係を構築し、会計監査人とも定期的に協議を行い、効率的かつ有効な職務執行を確保します。

[整備運用状況]

前述⑩[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[体制]

当社及び子会社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力対策規程及びコンプライアンス・マニュアルに具体的指針を規定します。

[整備運用状況]

前述⑪[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。また、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで掲示を行うとともに、コンプライアンス研修等を通じた周知徹底を行っております。平素より外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、社内体制の整備、維持を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第１項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、期末配当金として年１回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

利益配分につきましては、事業年度ごとの利益状況、将来の事業展開及び投資予定等を勘案したうえで、純資産配当率５％以上、配当性向50％以上を目標に、継続的かつ安定的な配当成長に努めてまいりたいと考えております。

平成30年３月期の年間配当につきましては、平成30年５月７日開催の取締役会決議に基づき１株当たり28.5円、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は平成30年６月12日（火）とさせていただいております。なお、平成29年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。

自己株式の取得につきましては、株主還元策の一つとして財務状況や株式需給バランスへの影響等を考慮したうえで、総合的に実施判断することとしております。

内部留保金につきましては、経営基盤の充実を図りつつ、成長市場である福利厚生事業及び新規事業への投資に充当することで、今後の収益力の強化を図る所存であります。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**23,565**	**流動負債**	**12,210**
現金及び預金	10,423	支払手形及び買掛金	2,365
受取手形及び売掛金	4,582	短期借入金	125
たな卸資産	1,339	リース債務	111
繰延税金資産	82	未払法人税等	1,134
預け金	4,501	賞与引当金	13
前払費用	375	未払金	3,076
未収入金	1,220	前受金	3,713
その他	1,074	預り金	1,362
貸倒引当金	△33	その他	305
固定資産	**6,669**	**固定負債**	**917**
有形固定資産	**1,564**	リース債務	230
建物及び構築物	532	ポイント引当金	538
土地	602	従業員株式給付引当金	61
リース資産	273	役員株式給付引当金	47
建設仮勘定	48	その他	38
その他	107	**負債合計**	**13,127**
無形固定資産	**1,974**	**純資産の部**	
のれん	126	**株主資本**	**16,406**
ソフトウェア	1,801	**資本金**	**1,527**
リース資産	42	**資本剰余金**	**1,633**
その他	5	**利益剰余金**	**16,613**
投資その他の資産	**3,129**	**自己株式**	**△3,368**
投資有価証券	2,109	**その他の包括利益累計額**	**662**
繰延税金資産	137	**その他有価証券評価差額金**	**635**
その他	884	**為替換算調整勘定**	**27**
貸倒引当金	△2	**非支配株主持分**	**38**
		純資産合計	**17,107**
資産合計	**30,235**	**負債及び純資産合計**	**30,235**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**32,089**
売上原価		**19,505**
売上総利益		**12,583**
販売費及び一般管理費		**6,370**
営業利益		**6,212**
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	24	
貸倒引当金戻入額	12	
その他	19	84
営業外費用		
支払利息	5	
コミットメントフィー	11	
持分法投資損失	16	
その他	0	34
経常利益		**6,263**
特別損失		
投資有価証券評価損	43	
減損損失	13	56
税金等調整前当期純利益		**6,206**
法人税、住民税及び事業税	2,075	
法人税等調整額	△31	2,044
当期純利益		**4,162**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△27**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,190**

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**19,733**	**流動負債**	**9,452**
現金及び預金	7,832	買掛金	2,344
売掛金	3,692	リース債務	99
商品及び製品	1,239	未払金	1,464
原材料及び貯蔵品	15	未払費用	49
前渡金	0	未払法人税等	1,028
前払費用	339	前受金	3,581
繰延税金資産	72	預り金	671
預け金	4,500	未払消費税等	200
未収入金	1,245	その他	12
短期貸付金	500		
その他	331	**固定負債**	**879**
貸倒引当金	△35	リース債務	205
固定資産	**7,781**	ポイント引当金	538
有形固定資産	**1,519**	従業員株式給付引当金	61
建物	506	役員株式給付引当金	44
構築物	24	資産除去債務	5
機械及び装置	0	その他	23
船舶	47	**負債合計**	**10,332**
工具器具備品	50	**純資産の部**	
土地	602	**株主資本**	**16,547**
リース資産	238	**資本金**	**1,527**
建設仮勘定	48	**資本剰余金**	**1,645**
無形固定資産	**1,273**	資本準備金	1,467
ソフトウェア	1,075	その他資本剰余金	177
ソフトウェア仮勘定	152	**利益剰余金**	**16,742**
リース資産	42	その他利益剰余金	16,742
その他	2	別途積立金	7,200
投資その他の資産	**4,989**	繰越利益剰余金	9,542
投資有価証券	2,040	**自己株式**	**△3,368**
関係会社株式	1,709		
出資金	23	**評価・換算差額等**	**635**
破産更生債権等	0	**その他有価証券評価差額金**	**635**
長期前払費用	119		
繰延税金資産	383		
保険積立金	364		
敷金保証金	323		
会員権	25		
その他	0		
貸倒引当金	△0	**純資産合計**	**17,182**
資産合計	**27,515**	**負債及び純資産合計**	**27,515**

損 益 計 算 書

（平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**24,366**
売上原価		**13,043**
売上総利益		**11,323**
販売費及び一般管理費		**5,298**
営業利益		**6,024**
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	142	
受取賃貸料	11	
有価証券利息	18	
その他	23	208
営業外費用		
支払利息	2	
コミットメントフィー	11	
為替差損	4	
その他	0	17
経常利益		**6,215**
特別損失		
投資有価証券評価損	43	
関係会社株式評価損	223	
減損損失	13	279
税引前当期純利益		**5,935**
法人税、住民税及び事業税	1,913	
法人税等調整額	△105	1,808
当期純利益		**4,126**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月17日

株式会社　ベネフィット・ワン
　取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　木　政　秋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　草　野　耕　司　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィット・ワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月17日

株式会社　ベネフィット・ワン
　取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　木　政　秋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　草　野　耕　司　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第２３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の報告にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．重要な後発事象

当社は平成30年５月23日開催の取締役会において、平成30年10月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の100％子会社である株式会社ベネフィットワンソリューションズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

当該事項は監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成30年５月23日

株式会社ベネフィット・ワン　監査役会

常勤監査役　加　藤　佳　男 ㊞

監　査　役　藤　池　智　則 ㊞

監　査　役　中　川　　惇 ㊞

監　査　役　後　藤　　健 ㊞

(注) 当社監査役加藤佳男、藤池智則及び中川惇は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条に次の事業目的を追加するものであります。

（１）「電気通信事業」の追加

当社の100％子会社である株式会社ベネフィットワンソリューションズの吸収合併を予定しており、同社から承継予定の業務の一部が電気通信事業法に定める届出業務にあたることから、事業目的に追加するものであります。

（２）「業務効率化、生産性向上に関する企画、立案、サービス提供」の追加

人口減少や残業時間抑制等の社会経済動向を受け、あらゆる企業では業務効率化や生産性向上に関するニーズが今後益々高まっていくことが考えられます。これらの経営課題に対応すべく、福利厚生やインセンティブ、ヘルスケア等の既存事業の枠にとらわれないサービス展開を積極的に進めていくために、事業目的に追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（24）略 （新設） （新設） （25）前各号に付帯関連する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（24）略 （25）電気通信事業法に基づく電気通信事業 （26）業務効率化、生産性向上に関する企画、立案、サービス提供 （27）前各号に付帯関連する一切の業務

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふかさわ　じゅんこ 深　澤　旬　子 （昭和28年５月28日生）	昭和 49年 4 月　三井東圧化学株式会社（現三井化学株式会社）入社 昭和 53年 7 月　株式会社電通入社 昭和 56年 9 月　株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成 2 年 1 月　同社取締役広報室長 平成 12年 6 月　株式会社パソナ専務執行役員人事企画本部長 平成 15年 4 月　株式会社パソナハートフル代表取締役社長（現任） 平成 19年12月　株式会社パソナグループ取締役専務執行役員人事部・広報室・企画制作室担当兼社会貢献室長 平成 27年 6 月　株式会社パソナグループ取締役専務執行役員人事・企画本部長兼社会貢献室担当 平成 29年 6 月　当社取締役会長（現任） 平成 29年 8 月　株式会社パソナグループ取締役副社長執行役員ＣＰＯ人事・企画本部長兼社会貢献室担当（現任）	0株

取締役候補者とした理由

深澤旬子氏は、人事・広報・企画制作・社会貢献部門等の豊富な経験・見識を有するとともに、長年に亘る企業役員経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	しらいし　のりお 白石　徳生 （昭和42年1月23日生）	平成 2 年 8 月　株式会社パソナジャパン（現ランスタッド株式会社）入社 平成 8 年 3 月　株式会社ビジネス・コープ（現株式会社ベネフィット・ワン）設立　同社取締役 平成 12年 6 月　当社代表取締役社長 平成 24年 1 月　株式会社ジェイ・エス・ビー社外取締役（現任） 平成 24年 3 月　株式会社ベネフィットワンソリューションズ取締役（現任） 平成 24年 5 月　株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア取締役（現任） 平成 24年 5 月　貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長（現任） 平成 24年11月　BENEFIT ONE USA, INC. Director／Chair of the Board（現任） 平成 25年 8 月　株式会社パソナグループ取締役 平成 25年10月　BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD. Director（現任） 平成 26年 1 月　BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director（現任） 平成 26年12月　Benefit One Deutschland GmbH Geschäftsführer（現任） 平成 28年 6 月　当社代表取締役社長　監査部、システム開発部担当 平成 28年12月　REWARDZ PRIVATE LIMITED Director（現任） 平成 28年12月　ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役（現任） 平成 29年 6 月　PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director（現任） 平成 29年 9 月　株式会社ディージーワン　取締役（現任） 平成 30年 4 月　当社代表取締役社長　監査部担当（現任）	2,100,800株

取締役候補者とした理由

白石徳生氏は、当社の事業を起業し、平成12年からは当社代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。同氏が当社事業全般を牽引するうえで適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	すずき　まさこ 鈴　木　雅　子 （昭和29年２月４日生）	昭和 58年 7 月　株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成 11年 4 月　同社執行役員　中部日本営業本部長 平成 16年 9 月　株式会社パソナ取締役専務執行役員　営業総本部スタッフィング、ITソリューション部、情報システム部担当 平成 18年 7 月　同社取締役専務執行役員　営業本部長 平成 19年12月　株式会社パソナグループ取締役専務執行役員　総務部、コンプライアンス室、法務室、内部統制室担当 平成 22年 6 月　当社取締役副社長 平成 22年 8 月　株式会社パソナグループ取締役 平成 24年 3 月　株式会社ベネフィットワンソリューションズ取締役（現任） 平成 24年 5 月　株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役 平成 24年 6 月　貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事（現任） 平成 24年11月　BENEFIT ONE USA, INC. Director／Secretary（現任） 平成 25年10月　BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD. Director（現任） 平成 27年 6 月　Benefit One Deutschland GmbH Geschäftsführer（現任） 平成 28年 1 月　当社取締役副社長　人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室担当（現任） 平成 28年 1 月　株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア代表取締役社長（現任） 平成 28年 6 月　株式会社かんぽ生命保険社外取締役（現任）	6,100株

取締役候補者とした理由

鈴木雅子氏は、営業部門はもとより、ＩＴ部門及び管理部門に関わり、会社運営における経営者としての豊富な経験と実績を有しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	おざき　けんじ 尾　﨑　賢　治 （昭和47年8月31日生）	平成 7 年 4 月　株式会社パソナ（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成 19年 7 月　株式会社パソナテック執行役員経営企画室室長 平成 20年 3 月　博科諮詢（大連）有限公司　董事 平成 24年 4 月　株式会社パソナテック執行役員　経営企画、管理、業務、IT、CS担当兼経営企画室室長 平成 24年10月　株式会社アルゴー（現株式会社パソナテックシステムズ）取締役 平成 25年 4 月　株式会社パソナテック執行役員　管理、事業戦略本部担当兼事業戦略本部部長 平成 27年 6 月　当社取締役　財務経理部担当兼経営企画室長 平成 28年 1 月　株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役（現任） 平成 28年 6 月　当社取締役常務執行役員　財務経理部担当兼経営企画室長（現任） 平成 28年12月　PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner（現任） 平成 28年12月　REWARDZ PRIVATE LIMITED Director（現任） 平成 29年 9 月　株式会社ディージーワン　監査役（現任）	500株

取締役候補者とした理由

尾﨑賢治氏は、長年に亘り管理部門において経営企画業務を担当し、企業の経理・財務戦略に精通しており、現在はその豊富な経験と実績を活かし、当社グループ全体の経理・財務戦略を統括しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	くぼ　のぶやす 久保信保 (昭和27年5月21日生)	昭和 50年 4月　自治省入省 平成 5年12月　広島県副知事 平成 11年 7月　自治省大臣官房付 平成 13年 1月　総務省自治行政局市町村課長 平成 19年 7月　同省自治財政局長 平成 22年 7月　同省消防庁長官 平成 26年 4月　一般財団法人自治体衛星通信機構　理事長（現任） 平成 26年 6月　当社取締役（現任）	0株
社外取締役候補者とした理由 久保信保氏は、広島県副知事、総務省自治財政局長、同省消防庁長官等を歴任し、地方行政や地域活性、リスク管理の経験・知見があり、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。			
6	はまだ　としあき 濵田敏彰 (昭和30年4月23日生)	昭和 54年 4月　大蔵省入省 平成 8年 7月　日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長 平成 12年 7月　大蔵省理財局計画官 平成 14年 7月　経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課長 平成 19年 7月　財務省大阪税関長 平成 22年 7月　総務省消防庁審議官 平成 24年 8月　財務省大臣官房政策評価審議官 平成 26年 7月　財務省国税庁税務大学校長 平成 27年 7月　財務省退官 平成 29年 6月　当社取締役（現任）	0株
社外取締役候補者とした理由 濵田敏彰氏は、日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長、大蔵省理財局計画官、財務省大臣官房政策評価審議官等を歴任し、広く政治・経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有しており、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	たなか　ひでよ 田　中　秀　代 （昭和44年2月7日生）	平成 3 年 8 月　株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成 12年 5 月　株式会社神戸クルーザー代表取締役社長 平成 15年10月　株式会社メディカルアソシア代表取締役副社長 平成 17年 1 月　同社代表取締役社長 平成 26年 3 月　同社取締役退任 平成 29年 6 月　当社取締役（現任）	0株

取締役候補者とした理由

田中秀代氏は、ヘルスケア分野に関する豊富な経験・知識を有するとともに、経営者としての経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 深澤旬子氏、鈴木雅子氏及び尾﨑賢治氏の前記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である株式会社パソナグループ並びにその子会社である株式会社パソナハートフル、株式会社パソナテック及び株式会社パソナテックシステムズにおける現在又は過去５年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

3. 久保信保氏及び濵田敏彰氏は、社外取締役候補者であります。

4. 久保信保氏及び濵田敏彰氏は、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定であります。

5. 久保信保氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。
濵田敏彰氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。

6. 取締役との責任限定契約について
深澤旬子氏、久保信保氏、濵田敏彰氏及び田中秀代氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。
・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円または会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(ご参考) 当社における社外役員の独立性判断基準

当社は東証の定める基準に準拠し、以下のa～lの各項目に照らし合わせ、独立性要件を判断しております。

ａ．上場会社又はその子会社の業務執行者
ｂ．上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
ｃ．上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
ｄ．上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
ｅ．上場会社の兄弟会社の業務執行者
ｆ．上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
ｇ．上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
ｈ．上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
ｉ．上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
ｊ．上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
ｋ．社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
ｌ．上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役後藤健氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ごとう　たけし 後　藤　　健 (昭和16年３月29日生)	昭和 38年 8 月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 昭和 59年 5 月　同社取締役管理担当 昭和 63年 3 月　同社常務取締役管理部門担当 平成 5 年 4 月　同社専務取締役兼IBMグローバルファイナンシング・アジア・パシフィックジェネラルマネージャー 平成 13年 4 月　同社副会長 平成 18年 4 月　同社特別顧問 平成 18年 6 月　コムシスホールディングス株式会社社外監査役 日本コムシス株式会社社外監査役 平成 19年 5 月　日本アイ・ビー・エム株式会社顧問 平成 19年12月　株式会社パソナグループ社外監査役 平成 22年 6 月　当社監査役(現任) 平成 24年 6 月　コムシスホールディングス株式会社社外取締役 平成 24年 8 月　株式会社パソナグループ社外取締役	0株
監査役候補者とした理由 後藤健氏は、経営における豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場から当社の経営を監査いただくため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役との責任限定契約について

後藤健氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円または会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会開催の時をもって、平成29年６月29日開催の第22回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役野村和史氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、候補者野村和史氏の補欠監査役としての選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
のむら　かずふみ 野　村　和　史 (昭和30年3月15日生)	昭和 52年 4 月 昭和 57年11月 昭和 60年 1 月 昭和 60年 4 月 平成 11年 9 月 平成 12年 6 月 平成 13年 6 月 平成 22年 4 月 平成 25年 5 月 平成 25年 8 月	株式会社マンパワーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 同社大手町支店支店長 同社東京本社 東京営業部長 同社取締役 同社常務取締役 東日本営業本部長 株式会社パソナ常務執行役員関東営業部長 エヌエスパーソネルサービス株式会社（現株式会社パソナ）代表取締役社長 同社代表取締役会長 株式会社パソナ特別顧問 同社監査役（現任）	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由 野村和史氏は、同氏がこれまで培ってきた豊富な経験等を当社監査体制の強化に活かし、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できることから、補欠の社外監査役候補者といたしました。			

（注）1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 野村和史氏の前記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社の子会社である株式会社パソナにおける過去５年間の業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。

3. 野村和史氏は補欠の社外監査役候補者であります。

4. 監査役との責任限定契約について

野村和史氏は、当社の社外監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円または会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

第23回定時株主総会会場ご案内図

会　場：東京都千代田区飯田橋三丁目８番５号
ベルサール飯田橋駅前イベントホール
※「ベルサール飯田橋ファースト」とは異なりますので、ご注意願います。



交通のご案内

「飯田橋」駅

東西線　有楽町線
南北線　大江戸線　**A2** 出口から徒歩２分

ＪＲ線　**東口** から徒歩３分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。